

朝来市地域防災計画

《地震災害対策計画》

平成26年3月

朝来市防災会議

地震災害対策計画 目次

第1編 総則

第1章 計画作成の基本方針	地	1
第1節 計画の趣旨	地	1
第1 計画の目的	地	1
第2 計画の性格と役割等	地	1
第3 計画の構成	地	2
第4 計画の修正	地	2
第2章 災害に関する現状と課題	地	3
第1節 自然的条件	地	3
第1 位置	地	3
第2 地形と地質	地	4
第3 気象	地	6
第2節 地震災害の履歴	地	8
第1 地震災害の履歴	地	8
第3節 地震による被害想定	地	10
第1 直下型地震による被害	地	10
第2 山崎断層帯地震による被害	地	11
第3 養父断層帯地震による被害	地	13
第4 東南海南海地震による被害	地	16
第4節 社会的条件	地	18
第1 人口等	地	18
第2 産業	地	19
第3 交通	地	19
第4 土地利用	地	19
第3章 防災ビジョンと基本目標	地	20
第1 防災ビジョン	地	20
第2 基本目標	地	21
第4章 市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進	地	23
第1 自助・共助・公助の協働による防災・減災の重要性	地	23
第2 自助・共助・公助の協働による平常時の備え	地	25
第3 自助・共助・公助の協働による地震発生時の応急活動	地	27
第4 防災機関の事務又は業務の大綱	地	29
第5 市民の責務	地	37

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	地	39
第1 災害応急対策への備えの充実	地	39
第2 市民参加による地域防災力の向上	地	39
第3 災害に強い地域防災基盤の整備	地	39
第4 調査研究体制等の強化	地	40
第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	地	40
第6 東日本大震災の教訓とした地震対策	地	40
第2章 災害応急対策への備えの充実	地	41
第1節 組織体制の整備	地	41
第1 趣旨	地	41
第2 朝来市防災会議	地	41
第3 初動体制の確立	地	41
第2節 研修・訓練の実施	地	43
第1 研修	地	43
第2 防災訓練	地	43
第3節 防災協力体制の確立	地	45
第1 県・市町間の広域連携強化	地	45
第2 国・県外自治体間の広域連携強化	地	45
第3 情報伝達体制の連携強化	地	47
第4 その他民間団体等との協力体制の整備	地	47
第5 受入体制の整備	地	49
第4節 災害対策拠点の整備・運用	地	51
第1 災害対策拠点としての本庁機能の充実	地	51
第2 災害対策拠点の機能強化のための環境整備	地	51
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	地	52
第1 市防災行政無線の整備	地	52
第2 非常通信体制の充実強化	地	52
第3 フェニックス防災システムの運用	地	52
第4 兵庫衛星通信ネットワークの活用	地	52
第5 防災気象情報提供システムの活用	地	52
第6 防災基礎情報のデータベース化の検討	地	52
第7 市民への情報伝達システムの整備・活用	地	53
第8 情報システム機器等の管理運用	地	53
第6節 防災拠点の整備	地	54
第1 広域防災拠点	地	54
第2 地域防災拠点	地	55
第3 コミュニティ防災拠点	地	55
第4 防災拠点の連携強化	地	56
第7節 火災予防対策の推進	地	58

第 1 消防力の充実・強化	-----	地	58
第 8 節 防災資機材の整備	-----	地	60
第 1 住民用資機材	-----	地	60
第 2 自主防災用資機材	-----	地	60
第 3 救出救助用資機材	-----	地	60
第 4 水防資機材	-----	地	60
第 9 節 災害医療システムの整備	-----	地	61
第 1 医薬品等の備蓄	-----	地	61
第 2 住民に対する啓発	-----	地	61
第 3 災害医療体制等の整備	-----	地	61
第 10 節 緊急輸送体制の整備	-----	地	62
第 1 緊急輸送路ネットワークの形成	-----	地	62
第 2 緊急交通路の確保	-----	地	62
第 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	-----	地	63
第 11 節 避難所等対策の充実	-----	地	64
第 1 避難所等の指定等	-----	地	64
第 2 避難誘導體制の確立	-----	地	66
第 3 避難所管理運営体制の整備	-----	地	66
第 12 節 備蓄体制等の整備	-----	地	68
第 1 食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針	-----	地	68
第 2 食料	-----	地	68
第 3 生活必需物資	-----	地	69
第 4 応急給水	-----	地	69
第 5 医薬品	-----	地	70
第 6 搬送・配布体制の整備	-----	地	70
第 13 節 家屋被害認定士制度等の整備	-----	地	71
第 1 家屋被害認定士制度	-----	地	71
第 2 被災建築物応急危険度判定制度	-----	地	71
第 3 被災宅地危険度判定制度	-----	地	72
第 14 節 廃棄物対策の充実	-----	地	73
第 1 災害廃棄物処理計画の策定	-----	地	73
第 2 災害廃棄物処理体制の確立	-----	地	73
第 3 応援体制の整備	-----	地	73
第 15 節 災害時要援護者支援対策の充実	-----	地	74
第 1 地域安心拠点の整備	-----	地	74
第 2 災害時要援護者支援体制の確保	-----	地	74
第 3 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保	-----	地	76
第 4 平常時の地域ケアシステムとの連携	-----	地	76
第 5 災害時要援護者関連施設への災害対策の実施	-----	地	77
第 16 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	-----	地	79
第 1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成	-----	地	79
第 2 受入体制の整備	-----	地	79
第 3 災害ボランティア活動の環境整備	-----	地	79

第4 災害ボランティアの活動拠点の確保	-----	地	79
第5 災害救援専門ボランティアの活用	-----	地	79
第17節 土砂災害対策の充実	-----	地	81
第1 土砂災害による被害を防止するための対策	-----	地	81
第2 平常時から防災意識の高揚を図るための対策	-----	地	81
第18節 中山間地等における地震災害対策の充実	-----	地	82
第1 地域の孤立に備えた対策の推進	-----	地	82
第19節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用	-----	地	83
第1 制度の概要	-----	地	83
第20節 業務継続計画の策定	-----	地	84
第1 業務継続計画の概要	-----	地	84
第2 市の業務継続計画	-----	地	84
第3章 市民参加による地域防災力の向上	-----	地	85
第1節 防災に関する学習等の充実	-----	地	85
第1 市民に対する防災思想の普及	-----	地	85
第2 災害教訓の伝承支援	-----	地	85
第3 市民に対する防災知識の普及	-----	地	85
第4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項	-----	地	86
第5 市の実施する研修等	-----	地	86
第6 防災上重要な施設の職員等に対する教育	-----	地	87
第7 学校における防災教育	-----	地	87
第8 幼稚園、保育園、こども園における防災教育	-----	地	88
第2節 市民・事業者等による地区防災計画の策定	-----	地	89
第3節 自主防災組織の育成強化	-----	地	90
第1 方針	-----	地	90
第2 活動	-----	地	90
第3 育成強化対策	-----	地	91
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	-----	地	93
第1 災害時に企業が果たす役割	-----	地	93
第2 企業の平常時対策	-----	地	93
第3 事業所の防災組織	-----	地	93
第4章 災害に強い地域防災基盤の整備	-----	地	95
第1節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	-----	地	95
第1 地震防災緊急事業五箇年計画の概要	-----	地	95
第2節 防災基盤・施設等の整備	-----	地	97
第1 防災基盤整備事業	-----	地	97
第2 公共施設等耐震化事業	-----	地	97
第3節 建築物等の耐震性の確保	-----	地	99
第1 公共施設等の耐震化	-----	地	99
第2 一般建築物耐震化の促進	-----	地	100
第3 建築物の耐震性強化の普及啓発	-----	地	101

第4	落下物等の対策	-----	地	101
第5	ブロック塀の倒壊防止対策	-----	地	101
第4節	地盤災害の防止施設等の整備	-----	地	103
第1	砂防設備の整備	-----	地	103
第2	地すべり防止施設の整備	-----	地	103
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	-----	地	103
第4	治山施設の整備	-----	地	104
第5	土地改良施設の整備	-----	地	104
第6	宅地造成等の規制	-----	地	104
第7	災害危険区域対策の実施	-----	地	105
第5節	交通関係施設の整備	-----	地	106
第1	道路施設の整備	-----	地	106
第2	鉄道施設の整備	-----	地	107
第3	災害時用臨時ヘリポート対策の実施	-----	地	107
第6節	ライフライン関係施設の整備	-----	地	108
第1	電力施設の整備等	-----	地	108
第2	ガス施設の整備等	-----	地	110
第3	電気通信施設の整備等	-----	地	111
第4	水道施設の整備等	-----	地	112
第5	下水道施設の整備等	-----	地	114
第5章	調査研究体制等の強化	-----	地	116
第1節	地震に関する調査研究の推進	-----	地	116
第1	防災アセスメントと被害想定	-----	地	116
第2	地区別防災カルテの活用	-----	地	116
第2節	地震観測体制の整備	-----	地	117

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	地	119
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	地	119
第2 円滑な災害応急活動の実施	地	119
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	地	120
第1節 応急活動体制	地	120
第1 配備体制	地	120
第2 職員の動員	地	122
第3 災害警戒本部	地	123
第4 災害対策本部	地	125
第2節 情報の収集・伝達	地	137
第1 情報収集・伝達手段の確保	地	137
第2 地震情報等の収集伝達	地	140
第3 被害情報の収集・調査	地	142
第4 災害報告	地	144
第5 情報共有	地	148
第3節 防災関係機関等との連携促進	地	149
第1 自衛隊への派遣要請	地	149
第2 関係機関との連携	地	152
第4節 災害救助法の適用	地	156
第1 適用基準	地	156
第2 被害の認定基準	地	157
第3 災害救助法の適用の要請	地	157
第4 災害救助法による救助の種類及び救助の委任	地	157
第5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	地	158
第6 救助の実施	地	158
第3章 円滑な災害応急活動の展開	地	160
第1節 消火活動等の実施	地	160
第1 地震火災の消火活動の実施	地	160
第2 水防本部の設置等	地	162
第3 水防非常配備	地	163
第4 水防警報	地	163
第5 水防信号	地	164
第6 施設の監視等	地	164
第7 水防活動	地	165
第8 決壊の通知及び決壊後の処置	地	166
第9 情報連絡等	地	166
第10 その他	地	167
第2節 救助・救急、医療対策の実施	地	169

第1	人命救出活動の実施	地	169
第2	救急医療の提供	地	170
第3	医療・助産対策の実施	地	172
第3節	交通・輸送対策の実施	地	177
第1	交通確保対策の実施	地	177
第2	緊急輸送対策の実施	地	180
第3	ヘリコプターの支援要請	地	183
第4節	避難対策の実施	地	185
第1	避難の勧告・指示等	地	185
第2	警戒区域の設定	地	188
第3	避難誘導	地	190
第4	避難所開設	地	191
第5	避難所の運営	地	192
第6	帰宅困難者への対策	地	195
第7	広域一時滞在（広域避難）等	地	195
第5節	住宅の確保	地	197
第1	住宅対策の主な種類と順序	地	197
第2	応急仮設住宅の建設	地	197
第3	公営住宅等の供与	地	198
第4	住宅の応急修理	地	199
第5	住宅等に流入した土石等障害物の除去	地	199
第6	住宅相談窓口の設置	地	199
第7	災害救助法の実施基準	地	199
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	地	202
第1	食料の供給	地	202
第2	飲料水の供給	地	204
第3	物資の供給	地	207
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	地	211
第1	精神医療の実施	地	211
第2	健康対策の実施	地	212
第3	食品衛生対策の実施	地	213
第4	感染症対策の実施	地	213
第5	遺体の収容・処置の実施	地	216
第8節	り災証明書等の発行	地	220
第1	住宅の被害認定	地	220
第2	被災者台帳の作成	地	221
第3	り災証明書等の発行	地	222
第9節	生活救援対策の実施	地	223
第1	災害弔慰金等の支給等	地	223
第2	生活福祉資金の貸付	地	223
第3	災害時要援護者への援護	地	223
第4	介護保険、市税の特例措置	地	223
第10節	災害時要援護者支援対策の実施	地	224

第1 災害時要援護者対策の基本方針	地	224
第2 災害時要援護者に対する対策	地	224
第1 1 節 愛玩動物の収容対策の実施	地	227
第1 動物救援本部の設置	地	227
第2 愛玩動物情報等の提供	地	227
第3 愛玩動物対策の実施	地	227
第1 2 節 災害情報等の提供と相談活動の実施	地	228
第1 災害広報の実施	地	228
第2 各種相談の実施	地	233
第3 災害放送の要請	地	233
第1 3 節 廃棄物対策の実施	地	235
第1 廃棄物処理の基本方針	地	235
第2 ごみ（一般廃棄物）の処理	地	236
第3 ガレキ（一般廃棄物）の処理	地	236
第4 し尿処理対策の実施	地	237
第1 4 節 環境対策の実施	地	239
第1 災害発生直後の対応	地	239
第2 応急対策	地	239
第1 5 節 災害ボランティアの派遣・受入れ	地	240
第1 災害救援専門ボランティアの派遣要請	地	240
第2 災害ボランティアの受入れ	地	240
第3 海外からのボランティア	地	242
第1 6 節 交通・輸送施設の応急対策の実施	地	243
第1 鉄道施設における応急対策の実施	地	243
第1 7 節 ライフラインの応急対策の実施	地	244
第1 電力の確保	地	244
第2 ガスの確保	地	245
第3 電気通信の確保	地	246
第4 水道の確保	地	249
第5 下水道の確保	地	250
第1 8 節 教育対策の実施	地	253
第1 教育対策の基本方針	地	253
第2 事前準備	地	253
第3 災害時の対応	地	253
第4 応急復旧対策	地	254
第5 災害救助法の実施基準	地	255
第6 授業料の減免・就学補助の措置	地	256
第7 社会教育施設・文化財対策の実施	地	256
第1 9 節 警備対策の実施	地	257
第1 警備対策の基本方針	地	257
第2 警備対策の実施	地	257
第2 0 節 旅客、帰宅困難者対策	地	258
第1 旅客の安全確保	地	258

第2 観光・宿泊客の安全確保	-----	地	258
第3 帰宅支援	-----	地	258
第2 1 節 農林業関係対策の実施	-----	地	259
第1 農林業関係対策の基本方針	-----	地	259
第2 農作物応急対策	-----	地	259
第3 畜産応急対策	-----	地	259
第4 林産物応急対策	-----	地	260
第5 流通対策	-----	地	260
第2 2 節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進	-----	地	261
第1 土砂災害	-----	地	261
第2 道路、橋梁	-----	地	261
第3 河川	-----	地	261
第4 ダム	-----	地	262
第5 ため池	-----	地	262
第6 森林防災対策	-----	地	262
第7 農業土木施設	-----	地	263
第8 宅地防災対策	-----	地	263

第4編 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の実施	地	265
第1 災害復旧事業の種類	地	265
第2 激甚災害の指定に関する事項	地	266
第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項	地	268
第4 市単独災害復旧事業の実施	地	269
第5 被災者の生活再建支援	地	269
第2節 住宅の復旧	地	271
第1 公営住宅法による災害公営住宅	地	271
第2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業	地	272
第3 被災住宅に対する融資等	地	272
第3節 災害義援金の募集等	地	273
第1 義援金の募集	地	273
第2 義援金の受付、保管	地	273
第3 義援金の配分	地	273
第4 配分先を指定した義援金	地	273

第5編 災害復興計画

第1節 組織の設置 -----	地 275
第1 復興本部の設置 -----	地 275
第2 復興本部の組織等 -----	地 275
第2節 地域の復興の基本方向の決定 -----	地 277
第3節 復興計画の策定 -----	地 278
第1 復興計画の策定 -----	地 278